

第 2 章

連合兵庫 阪神・淡路大震災活動記録集



1月20日、急遽来県して知事を激励する芦田連合会長。



8月1日、
連合兵庫「復興要請行動団」
105名が大挙上京。



1月23日、連合ボランティア第1陣として
現地入りした連合大阪48人の仲間たち。

連合兵庫 阪神・淡路大震災活動記録集

序 言

1995年1月17日（火）未明、気象台観測史上最大である震度7の直下型大地震が、阪神・淡路地域を襲った。この地震はそれ自体の強さだけでなく、被災地域に大小の活断層が集中していたことや、激震ゾーンが人口・施設の密集地であり、同時に軟弱な地盤構造という悪条件がかさなって、戦後最悪の大災害をもたらした。さらに、各地で発生した火災は、断水のために消化活動がはかどらず、3日にわたって町々を焼きつづけた。地震の直接的な打撃にくわえて火災が、人的にも物的にも震災の被害を膨張させた。

被災地域の学校や、余震に耐え得ると目された建物には、家を失い、あるいは余震に脅える人々が詰めかけ、自然発生的にそこを避難所とし、地震直後にはすでに984箇所（274780人（1月19日午後3時現在：兵庫県消防防災課調べ））が避難し、それからさらに3日後のピーク時には1153箇所（316678人（1月23日午前8時：同調べ））が避難所生活を選択した。

また、こうしたデータに含まれないまま、生活不安を抱え余震に脅かされながら自宅生活をつづけた人々や、近隣・遠地の縁者宅へ身を寄せた人々も多数あった。

多くの犠牲者が生じたことは言うまでもなく痛ましい極みだが、無事に地震の第1撃を切り抜けた人々もまた、厳しい条件のもとで生きていくための闘いと忍耐を強いられた。

働く仲間たちはそれぞれの職場で、職場を維持し、あるいは職場の復旧のために多大の努力を傾注した。ことに、医療・電気・ガス・水道・電信電話・鉄道・郵便・交通運輸・放送等々の事業に働く人々や、自治体職員・教職員たちは、職種職場がもつ社会的使命を各自が担いながら、文字どおり不眠不休で復旧・救援活動にとりくんだ。彼らの中には自らが被災者である人々も少なくなく、また職務遂行のためには家族をかえりみることもすままならない状態で、職業人としての在り方とともに、夫として、妻として、父として、母として、そして人の子としての、生きざまを問われた。

震災で職場そのものを奪われた人々は約4万人にものぼった。

阪神・淡路大震災は、被災地住民の誰をも第三者でいることを許さなかった。

『連合』が動いた。

連合兵庫の要請にもとづき、連合本部は震災直後から「緊急カンパの実施・救援物資の供出・救援ボランティアの派遣」などを中心とした要請を、次々と傘下各組織・地

方連合会に発していった。

それと同時に、1月19日に中央地震対策本部を本部に、現地対策本部を（交通手段の関係から当初は）連合大阪内に設置し、連合兵庫との合同で、連合兵庫阪神地域協議会事務所（尼崎市）に東部拠点を、日本毛織労働会館（加古川市）に西部拠点を設けて、全国の仲間からの救援物資の受入れと被災地への供給活動をおこなった。

1月20日には芦田連合会長が来県し、連合本部と連合兵庫の合同対策会議で、救援活動の方針を確認し、第1陣として近畿ブロックのボランティアによる救援物資の輸送作業から活動をはじめた。そして、2月1日に現地対策本部を連合兵庫に移し、東西の活動拠点と連携しつつ、避難所や行政事務の支援、救援物資の集積場での仕分け・搬出入など、さまざまな活動を展開した。

いっぽう連合兵庫は、連合全国ボランティアが本格始動するまでの間を地元で支えるべく、東西拠点を中心に構成組織・地域協議会からボランティア活動者の派遣を受けて、前述の拠点活動をすすめて、行政支援としての物資集積場における救援物資関係作業に従事した。また、全国ボランティア本格始動後は、その受入れ業務、救援希望施設や機関との調整作業などにとりくんだ。と、同時に、県知事、神戸市長に対し、当面する緊急課題としてライフラインの確立・生活用品の補給・仮設住宅対策・病院対策、等々に可及的速やか且つ万全の対策を講じるよう要請し、それとともに連合本部と一体となって政府、各政党へも要請をおこなった。

連合・連合兵庫の要請に応じて救援ボランティア活動に参加した連合傘下の組合員は、のべ5万人に達した。

連合ボランティア活動者たちは、不備な宿泊施設（たとえば連合兵庫会館を基地にした人々は、床に並べた間仕切り板の上に毛布を敷いて寝た）、不十分な食事、日々変わる活動場所、被災者の精神状態、等々、悪条件と困難な状況にかかわらず、不満ひとつ口にすることなく献身的に働きつづけた。ここに、遅しく優しかったボランティアたちと、派遣してくださった組織の仲間と役職員各位に、深甚なる敬意を表するとともに、被災地地方連合会として厚く感謝しつつ、『阪神・淡路大震災』に関する連合と連合兵庫の活動を記録する。

連合ならびに連合兵庫の動き

- 1月18日 連合兵庫・当面の震災対策打合せ
(連合救援物資受け入れ拠点設置場所確認)
連合兵庫・西部救援対策拠点設置
- 1月19日 連合・全国地方代表者会議、第19回中央
執行委員会
(地震対策本部の設置/緊急カンパの実施)
連合・地震対策本部設置
連合・現地対策本部設置
連合兵庫・災害対策本部設置
連合兵庫・東部救援対策拠点設置
- 1月20日 連合・連合兵庫・合同現地対策会議
(ボランティア活動の要請/受け入れ対
策の確認)
(芦田連合会長来県、連合兵庫激励/兵
庫県へ義援金1千万円贈呈)
連合・対政府『兵庫県南部地震緊急対策
について』要請
連合・構成組織ならびに地方連合会へ救
援物資要請
連合兵庫・各地域協議会ならびに各地区
連絡会へ救援物資要請
- 1月21日 連合・現地対策本部を連合兵庫会館に移転
- 1月23日 連合全国ボランティア第1陣(連合大阪
30名)来援
- 1月28日 連合・連合兵庫・連合近畿ブロック・合同現地
対策会議(救援活動の長期化対策確認)
連合兵庫・対県、神戸市『兵庫県南部地
震に対する要請』
- 1月30日 連合・構成組織緊急対策会議『ボランティ
ア・救援物資に関する要請』
- 2月2日 連合兵庫・緊急三役会議
(対県・市・政府等への要請内容確認)
- 2月3日 連合・対与党政策調整会議『兵庫県南部
地震復興対策について』要請
連合兵庫・対政府、各政党『兵庫県南部
地震対策に関する要請』
- 2月5日 連合・連合兵庫・(現地活動組織)・合
同現地対策会議
(支援活動は構成組織から地方連合へ)
- 2月6日 連合・対政府『兵庫県南部地震復興対策
について』要請
- 2月6日～10日 連合兵庫・第1回法律相談
- 2月18日～19日 連合『兵庫県南部地震現地視察および復
興対策会議』
- 2月19日～20日 連合政策委員会
(震災直後の政策提言立案)
- 2月23日 連合兵庫・拡大執行委員会

- (震災救援活動/ボランティア活動、兵
庫の取り組み確認)
- 3月8日 連合兵庫・ライフライン関連労組会議
(状況報告と対県要請内容確認)
- 3月8日～10日 連合兵庫・第2回法律相談
- 3月18日～19日 震災復興クリーンキャンペーン
- 3月20日 連合兵庫・第14回三役会議(鷺尾連合事
務局長出席)(4月以降の活動確認)
連合兵庫・対県『震災復興ライフライン
等に関する要請』
- 3月30日 連合・阪神淡路大震災復興『市民・連合
ネットワーク事務所』開設相談会
- 3月31日 連合・連合兵庫・(現地活動組織)・合
同現地対策会議(芦田連合会長出席)
- 4月4日 連合・対政府第3次要請『当面の重要課
題に関する要請』
阪神淡路大震災『ひょうごフェニックス
計画推進協賛事業』発足
- 4月18日～19日 連合第4回地域政策プロジェクト会議
- 4月27日 震災復興対策会議
- 5月26日 『新しい神戸!創造』トーク～市民の活
力とまちづくり～
- 7月18日 連合兵庫・対政府『兵庫県南部大地震に
関する緊急(8項目)要請』
- 8月1日 連合兵庫第1次震災対策要請行動団・対
政府、各政党『8項目要請の実現』

連合兵庫の緊急要請活動

- ① 1995年1月28日
兵庫県、神戸市へ『兵庫県南部地震に対する要請』を手交
(詳細:巻末資料1)
- ② 1995年2月3日
政府、各政党へ『兵庫県南部地震対策に対する要請』を手交
(詳細:巻末資料2)
- ③ 1995年3月20日
兵庫県へ『震災復興ライフライン等に関する要請』を手交
(詳細:巻末資料3)
- ④ 1995年7月18日
政府へ『兵庫県南部大地震に関する緊急要請(8項目)』
を手交
(詳細:巻末資料4)
- ⑤ 1995年8月1日
政府、各政党へ〔第1次震災対策緊急要請行動団〕・
『兵庫県南部大地震に関する緊急要請書(8項目要請の
実現)』を手交
(詳細:巻末資料5)
- ⑥ 1995年8月8日
新党さきがけ『阪神・淡路大震災に関する緊急要請に対
する回答』
(詳細:巻末資料6)

法律相談

第1回 2月6日～2月10日

第2回 3月8日～3月10日

主な相談内容	第1回	第2回	第3回
借地・借家関係	63件	53件	116件
土地・家屋売買関係	14件	15件	29件
雇用問題関係	9件	5件	14件
雇用保険関係	7件	25件	32件
税金・年金関係	6件	7件	13件
その他	27件	22件	49件

計	126件	127件	253件
---	------	------	------

〔相談事例（抜粋）〕

Q. 大阪で塀倒壊、瓦がわれた。行政で何をしてもらえるか。兵庫ばかりで、大阪は何もしていないみたいだ。

A. 修理に関しては府に相談してみたらどうか、融資制度があるかも。修理費については確定申告で雑損控除ができる。

Q. マンションが倒壊された、ローンの支払いができない、どうなるのか。破産宣告で免れることができるか。

A. 破産宣告は可能だが、連帯保証人にその責任がいくことになる。充分、相談をしてみてはどうか。

Q. 賃貸マンションに住んでいた、建物は大丈夫だが、地域全体ガス・水道がとまり、このため、別の借家に住んでいる。マンションの家賃の支払い義務はあるのか。

A. ある。

Q. 神戸の企業に勤務している、自分は他県支店に単身赴任し、家族は神戸で借家住まいをしていたが地震で倒壊した。妻が死亡し、子どもの住居を手配する間、会社を休みたいが、休暇がもうすぐ切れる。欠勤をして解雇にならないか。

A. やむをえない事由の有る場合、欠勤では解雇とならないが、限度があるので人事担当や労組とよく相談するように。

Q. 茨木市居住で、隣家の石灯籠が倒壊し、自宅の門扉が破損した。隣家に賠償請求は可能か。

A. 可能である。近隣全部が倒壊したのなら別だが、大規模な損壊がその石灯ろうのみなら、管理に責任があったということになる。

Q. 借家に住んでいる、建物に損傷はないが、ガス・水道はでない。家賃支払義務があるか。

A. 地域全体が止まっている場合は、ある。

Q. マンションの売買契約をし、契約手付けは支払った。地震で収入へり、ローン支払いの目処がたたなくなった。解約したいが、手付金は返還を受けられるか。

A. 家が倒壊等の事情ではないので、買主側から契約解除する場合は、契約書にもよりますが、手付金返還請求権はありません。ただし、事情が事情なので傾いたものを直せというのもそのような義務の履行を求めるものと理解できるから、罹災都市臨時措置法により、新築物件に対し、優先的賃貸権を主張することが出来る。

Q. 奈良の主婦より、父親（72才）母親（63才）が尼崎の賃貸アパートに住んでいたが損壊した。去年の11月に市営住宅に当選し、平成7年4月に転居の予定であったが、尼崎市の市営住宅担当から本年1月に、地震の被災者（住居損失者）を優先的に市営住宅に住まわすために、入居を遅らせてほしいという通知があった。現在の家主からは1月末、修理も出来ないし、家賃もいらぬから、2～3か月以内に出て欲しいと言われている。父母本人も被災者なので、なんとか当初のとおり、4月に市営住宅に入居できないでしょうか。

A. 市役所と再交渉してみたらどうか、但し、アパートの被災が半壊にも至らない場合は難しいだろう。家主の主張は横暴と言わざるをえない。現在のままで使用できるのであれば居住し続けることが出来る。家主の明け渡し要求には正当性が必要だが相談内容ではその正当性はいかがか。なお、家賃は受領が拒否されていても支払い義務があるので、供託しなければならぬ。

Q. 土地は借地、家は持ち家で全壊した。貸借は昭和10年の契約で、期間のさだめのない契約である。借地権は消滅するのか。解体費用はどうなるのか。

A. 罹災都市臨時措置法の適用により、借地権は消滅せず、旧物件と同程度のもは建てられる。地主の異議は法的にあまり意味はないが、新築物件の程度により、契約満了時の更新拒絶には正当性を補完することとなる。解体費用は市が負担することとなっている。借家人が個人の事情で急ぐのであれば借家人負担させてよい。

Q. 賃貸マンション居住不能となった。敷金を返してほしいが賃貸契約に地震の場合返却しない条項がある。要求はできないだろうか。

A. 法的には無理だが、家主と交渉次第の場合もある。泣きを入れて、お願いしては、（天災の特約は知らなかったなど）

Q. 豊中市の文化住宅に娘が入居し、専門学校に通っている。震災で建物が傾き家主から退去の同意の判を求められている。しかし、大部分の人は退去する様子がない、いまだされたら、学校にもいけないし、生活もできない、

親に援助の力もない。

A. 市の建物チェックがまだなら求めること、その上で、本当に危ないというのでなければ、退去に同意しないように、印も押さないほうがよい。

Q. 神戸市長田区で貸家2件焼失した。保険会社に連絡したが、1棟しか契約されていないという。途中で保険代理店の集金人が変わった時点で2件分の契約の内1件分には継続ミスがあったらしい。

A. 保険会社にもう一度、返答を求め、その内容、対応によって弁護士に相談されることをすすめた。

Q. 須磨区居住の学生、アパートが全焼した。住民登録は大阪市内となっている。義援金対象者となるのか。

A. 対象は住民登録を有するものとなっている。しかし、大家等の証明を受けて詳細を須磨区役所に問い合わせをされてはどうか。

Q. マンションを売却して、中古住宅を購入予定で手付金を支払った。しかし、マンションが被災して、売れなくなった。この場合、手付金はかえるか。

A. 不動産協会は手付金返金の特別措置を申し入れに応じて行うよう指示している。応じてくれる場合があるので、直接、売主と協議するようにすすめた。

Q. 3月27日で購入契約のマンションが被災した。業者とはこの日曜日に会うが、契約はどうなるか。

A. 消滅及び毀損の場合、契約は解除できる。

Q. 賃貸マンションに住んでいる。マンションは無事であったが、大家さんが死亡した。賃貸契約はどうなるのか。退去を求められれば、出なければならないのか。

A. 建物は無事で相続先不明で支払先が不明の場合、家賃は供託することとなる。賃貸借契約は影響を受けないので、退去を求められることはない。

Q. 震災で建物にひびが入っている会社の安全点検をするよう、組合員にいわれ組合として申し入れたが、回答する必要なしとの返事を受けた。

A. 従業員の安全を保証し、説明する使用者責任があり、組合として、再度要請するように説明した。

Q. 芦屋市で被災を受け、大阪へ車で搬送されたが、健康保険で診療を受け、一部負担金を支払った。本来は被災者援護法で無料と思うが、どういう手続きをすれば返してもらえるのか。

A. 現在は健康保険の一部負担金は猶予するとの措置が出されている。公費での医療費支払いに付いては、最終的には返ってくるとは考えるが、現在、どういう手続きで行うかは不明であるから、関連書類は保存されるのがよい。

Q. 厚生年金手帳を地震の時、紛失したがどうすればよい

か。

A. 当該地域の社会保険事務所をおとずれ、再交付申請をおこなうように薦めた。

Q. 家屋が倒壊したが、94年度の所得控除の対象となるか。

A. 現在、控除できる見込みとなっている。

Q. 自宅の壁に修理200万円かかったが、住宅所得控除は適用できるか。

A. 住宅所得控除は一定物件の借入金残高に対するものであり、借入金がなければ該当しない。

Q. 震災で隣の家の積み上げていたブロックが崩壊して、車がつぶれた。隣家に賠償を求められるか。

A. 積み上げていたブロックの状態による。きちんと崩壊しない措置がとられていたかどうか、とられていなかった場合は瑕疵責任があり、賠償を請求できる。

Q. 隣の家が斜めに傾いている。もし、余震で倒れて、自宅に被害が出た場合、損害賠償はどうなるのか。

A. そのまま放置していて、後に被害が出た場合、賠償を請求できる。それ以前に相手方に危険な状態を改善するよう請求できる。

Q. 新大阪駅近くに勤務している。家は神戸市西区にあるが、家の外壁にひびが入った。この補修は自費でしなければならないのか。

A. 住宅の補修は自費となる。融資制度について行政窓口を紹介した。また、一部損壊のケースとなるので、現場写真を撮ったのち、行政に連絡することをすすめた。

Q. 震災前にマンションの引渡契約をおこない、手付金及び1割の契約金を支払った。売主は野村不動産、しかし、震災でひび割れをした。解約ができるか、手付金及び契約金は返してもらえるか。

A. 不動産協会は手付金返金の特別措置を申し入れに応じて行うよう指示している。応じてくれる場合があるので、直接、売主と協議するようにすすめた。

Q. 東灘区の賃貸マンションに、元のマンションが危険で避難中、住めるのなら、元のマンションにすぐもどりたいが、家賃、敷金などどのように対応すべきか。

A. 家賃は少し遅れても支払う義務があります。元のマンションに帰りたいのなら、敷金を返してもらおうと権利が消滅してしまうから、しばらく様子を見たほうが賢明。

Q. 自宅2階建ての自己所有、道をはさんで隣の3階建ての文化が倒壊、寄り掛かってきている。文化を撤去してもらいたいが、家主の家も倒壊して、避難先が不明である。他人の手で撤去ができるか、市に依頼できるか。

A. 民法上、妨害排除及び妨害予防の請求権があり、これによって、相手方の費用で、そのような物件を片づけたら、危険な状態を除去させたりすることができる。相手

方が行方不明であったりして連絡できないか、余震等で危険性が増加していくような場合、とりあえず、自己の費用で危険を除去することもできるが、この場合、後々のトラブルに備え、状況の撮影・ビデオ撮影、建築士の判断を経ておく必要がある。今回は、特別対策も検討されており、行政ともよく相談の上、対応されるのが良い。

Q. 宝塚居住で半壊した。家の名義は16～17年前死亡した父親名義のまま、土地も父親名義のまま。建物を取り壊して、新築できるか。他の相続人の了解が必要か。

A. 他の相続人との遺産分割協議又は相続分なき旨の証明をえて、土地・建物をあなたの名義にする事ができれば可能。他の相続人がいると難しい。

Q. 宝塚の都市整備公園の賃貸マンションに住んでいる。棟が傾いているが、居住は可能とされている。公団に元通り直せと請求できるか。仮に、新築するとした場合、そこに入居できるか。

A. 元通り直せと、請求できる。家主側は借り主に居宅を使用させる義務がある。

Q. 飲食店を経営、平成7年1月より有限会社化し、健康保険、厚生年金を新規適用となった。地震により、建物は全壊した。事業は継続する予定だが、保険料の支払いはどうなるのか。

A. 健康保険・厚生年金保険料は、災害救助法指定地域については、納付猶予措置がある。管轄の西宮社会保険事務所で相談することをすすめた。

Q. 神戸市中央区に住んでいる学生、賃貸マンションに住んでいるが、ガス・水道が出ず、別の賃貸に住んでいる。前のマンションの家賃も支払わなくてはならないのか。

A. 地域全体が止まっている場合は、あります。

Q. マンション半壊、市の方より居住不能の証明あった。避難中である。家主に居住不能なので敷金を返してくれと請求したが、拒否された。

A. 家主に敷金返還請求に応じる義務がある。

Q. 築60年の家の屋根が地震により修理が必要と言うことで、見積もりをした。しかし、高額なのでためらっていたところ、瓦が落ちて隣家のといを壊した。賠償は必要だろうか。

A. 地震による不可抗力とはいいがたいので、工作物責任という民法の条項により賠償責任がある。

Q. 神戸に住む娘夫婦が被災した。小学生の孫が鹿児島に避難し、そちらの小学校に入った。しかし、受入れがうまくいかず、3学期は授業を受けられない状態だ。なんとかならないか。

A. 神戸の小学校の担任の先生に相談することをすすめる。

Q. アパート半壊、使用禁止となった。大家と相談したが、

住むのは無理なので敷金を返し、契約を破棄したいと言われた。建て直しは3年位無理と言われている。

A. 敷金返還を受けると、罹災都市臨時法より土地貸借権、再建築物の賃貸権の優先権はなくなるので、その点は注意されたい。

Q. エアコンの他家財の地震による損害についての、所得税の雑損控除はどうなるのか

A. 申告時期は平成8年3月の時期となるが、災害救助法指定地域については平成7年3月の申告の対応が検討されているが、まだ、法定されていない。家財についての時価の算定が難しいので、現場写真・メモ類の保管が重要である。

Q. 所得税の地震の雑損控除について、保険金などで補填される金額に保険会社等から受ける見舞金等も含むか、また勤務している会社からの見舞金は含むか。

A. 保険会社等から受ける見舞金等は含まれるが、勤務している会社からの見舞金は含まれない。

Q. ①被災した家屋から家財を運び出す運搬費、②避難したホテルの滞在費は災害関連支出として、雑損控除の対象となるのか。

A. ①被災した家屋から家財を運び出す運搬費は災害関連支出として認められる。
②避難したホテルの滞在費は認められない。

Q. 街頭での義援金箱への寄付は寄附金控除の対象となるのか。

A. 金額を特定できないので、無理だと思う。

Q. 西宮市の自営業者が、神戸市東灘区の知人に帳簿作成を依頼していたが、震災でコンピューターの資料が3ヵ月分出力できなくなった。申告期限延長のことは知っているが、どうなるのだろうか。

A. その期間については、手元に残った資料だけで、推定で損益を計算して、申告するしかないと思う。

Q. 家屋は全半壊した。2階の一部が隣のマンションの窓を壊したので窓の修理代を請求されているが、こちらがもたなければならないのか。

A. 家の設置・保存に瑕疵がなければ、不可抗力の事故として損害賠償の責任は負わないのが原則。ただ、隣家どうしの話なので、話し合っ、多少、負担するほうが、今後の人間関係はスムーズに行くのではないか。

Q. 借家に住んでいたが、市の判断では全壊に分類した。家主はでていってくれといい、立ち退き料250万支払うと言ったが、取消となり、そのまま、建て替えしない様子。大修理があると思うが、どうしたらよいか。

A. 借家が使用不能の状態だったら、賃貸借契約は終了し、罹災とし臨時処置法の適用の問題となる。立替を大家に要求し、建ててくれたら、そこに優先的に入居できる

し、大家が建てなかったら、自分で建てて住むこともできる（借地関係が生じる）建物を登記すれば、対抗物件も備えることとなる。

Q. ある法人に社宅を貸していた。屋根が落ち、出て行くこととなったが、敷金を全額返却する必要があるか。契約では8割返還となっている。

A. 契約どおりでよいのが原則、8割返還となっているのなら、それでよい。屋根については、修繕義務が生じているが、それは別の問題としてある。

Q. 文化住宅に住んでいるが、震災で被害を受け、大家が建て替えるので、保証金は全部返すので、出てほしいと言ってきた。

A. 使用不能となっているか、立替えの必要あるかにもよるが、必要がないのにこの機会に追い出そうとする場合は同意しないこと。立替えの必要性がある場合は、罹災都市臨時処置法の適用により、建て替え後の建物に優先的に入居できることとなるので、いずれにしても、残るつもりなら、保証金は受け取らないほうがよい。

Q. 長田区で借地・借家に住んでいて、地主・家主は同一である。一部損傷し、補修しないと住めない状態、家賃を持っていったが、家主は受け取らない。

A. 家主が受取拒絶をする場合は供託することが必要、でないと、不払いを理由に契約解除の可能性がある。補修は程度と契約内容にもよるが、原則は家主に修繕義務があり家主がしない場合は、自分で業者に頼んで、費用を家主に請求できる。

Q. 西宮市のマンション、2月8日までの2年契約で入っていた。補強が必要となっているが、家主、仲介業者とも連絡がつかない。2月分家賃は振込済で、居住は可能である契約更新はどうなるのか。

A. 従来どおり、振込をつづけること。補強の件は、賃借人は関係がない。

Q. 会社の組合員が、西宮のマンションを震災後変わりたいたいのだが、家主の消息分からず交渉できないと言ってきた。どうすればよいか。

A. 契約を継続したいのなら、引き続き、賃料を振り込みつづけること、この機会に契約を終了させ、敷金の返還を受けたいということなら、家主をなんとか見つけて話ができないと無理。

Q. 主人（58才）の垂水区の会社が全壊、退職するように言われている。現在、病気で夫婦とも通院している。退職した場合の健康保険の適用はどうなるのか。

A. 任意継続の制度があり、退職後届けをし、個人で保険料を支払い、保険証を継続して使用できる。但し、58才の場合は2年間。

現在、療養中の病気については、継続療養制度があり、初診から5年間は保険料を支払わなくて治療できる。但し、その他のものや、5年経過したものは駄目であるこ

とに注意。

Q. 遺族年金受給中で38年間会社勤務の59才の女性、退職を迫られている。退職の場合、どのような年金を受給できるか。

A. 例外もあるが、1人1年金が原則である。2つの年金の権利が発生した場合、どちらか高い方の年金を受給することとなる。その際、選択届けを社会保険事務所に出さなければならない。しかし、どの年金が併給でき、どの年金が選択となるか、さまざまな組み合わせがあるので、社会保険事務所に相談されるのがよい。

Q. 平成6年8月に契約し、平成7年3月引渡入居のマンション契約をしていたが、ひびがはいってしまった。ひびの修復は売主がすることになったが、物件価値が下がったとして、代金の減額はできるのか。

A. 契約内容に従って、物件を受け取るかぎりは、代金の減額を請求することは困難。

Q. 借り上げ社宅に住んでいる。地震により家具が倒れ、内装を傷つけた。修繕義務はあるか。

A. 借り主が企業の場合は、民法上の規定では、借り主に修繕義務がある。但し、契約により、異なる場合もできる。個人に責任はない。借り主が個人の場合には、個人に修繕義務がでる。この場合も、契約内容により、異なる場合が出る。

Q. 神戸市と西宮市にある店舗が倒壊、再開店に時間がかかるので、雇用調整助成金の手続きをしたいが、どうか。

A. 雇用調整助成金よりも、組合員という立場から、雇用保険の休業給付を受けたほうがよい。手続きも説明。

(以上)

連合ボランティア活動状況

[支援活動内容]

- ① 救援物資関係 …… 仕分け、搬出入、移動
- ② 避難所支援活動 …… 被災者の自立・自治組織の確立、生活支援
- ③ 入浴活動 …… 避難所での被災者入浴、身障者への訪問入浴活動
- ④ 給水活動 …… 生活用水の給水活動（中央区、東灘区、灘区、浴場関係）
- ⑤ クリーン作戦 …… 神戸市内・阪神地区のターミナルの清掃活動
- ⑥ 行政支援 …… 区役所での罹災証明発行、義援金支払い手続き関連業務支援

[ボランティア活動人員]

1月23日～4月30日までの延べ活動人員49,120名

- | | |
|--------------|---------|
| ① 連合兵庫拠点 | 40,403名 |
| ② 東拠点（尼崎） | 3,797名 |
| ③ 西拠点（加古川） | 2,680名 |
| ④ 大阪拠点（連合大阪） | 2,240名 |
| 合計 | 49,120名 |

[ボランティア参加組織]

① 構成組織（46産別）

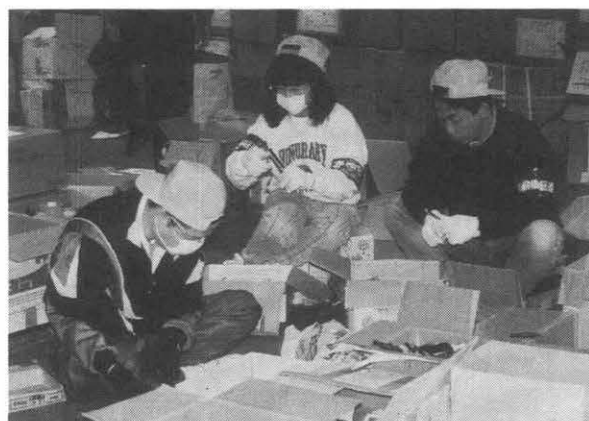
自治労、自動車総連、電機連合、ゼンセン同盟、生保労連、日教組、ゼンキン連合、情報労連、電力総連、鉄鋼労連、金属機械、私鉄総連、全通、運輸労連、造船重機、商業労連、全化連合、食品連合、一般同盟、交通労連、合化労連、JR総連、全郵政、JR連合、化学総連、全国一般、ゴム連合、海員組合、紙パ連合、レジャーサービス連合、全電線、国公総連、都市交、政労連、森林労連、全国農団労、航空同盟、非鉄金属労連、NHK労連、新化学、全労金、全印刷、自治労連、税関労連、JA連合、日林労

② 地方連合会（44組織）

北海道、岩手、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、新潟、富山、石川、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、兵庫

③ 連合兵庫（17産別）4,416名

自治労、電機連合、鉄鋼労連、造船重機、兵教協、ゼンセン同盟、金属機械、全通、自動車総連、ゼンキン連合、私鉄総連、食品連合、運輸労連、JR連合、紙パ連合、税関労連、全日塗（情報労連、電力総連、全水道は災害復旧のため除く）



[支援活動集計表]

1. 活動状況

- (1) 救援物資仕分、搬出入
(王子陸上競技場、東遊園地、中央体育館、西神外国語大学、商科大学、長田・須磨・兵庫区役所、ポニーアイ国際展示場、宝塚スポーツセンター、グリーンピア三木)
- (2) 避難所支援活動
(神戸市内 59校、西宮・芦屋市内 20校)
- (3) 入浴サービス活動
(避難所兵庫高校、訪問入浴(身障者・高齢者))
- (4) 給水活動
(神戸中部センター、東部管理営業所、東部配水所、市公衆衛生課(浴場))
- (5) クリーン作戦
(神戸市内ターミナル、阪神・JR芦屋駅周辺、阪急・JR西宮駅周辺 3/17~18)

2. 活動延べ人員(4/30 現在)

- | | | |
|----------------|-----|---------|
| (1) 連合兵庫拠点 | | 40,403名 |
| (2) 東拠点(尼崎) | | 3,797名 |
| (3) 西拠点(加古川) | | 2,680名 |
| (4) 大阪拠点(連合大阪) | | 2,240名 |
| | 総合計 | 49,120名 |

3. 拠点毎の活動人員

月日	曜	連合兵庫拠点		加古川拠点		尼崎拠点		兵庫県内 支援活動 拠点 合計	連合大阪 支援活動 拠点 合計	支援活動 総合計	備 考
		物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援				
1. 23	月	54	0	2		0	23	79	0	79	
24	火	196		2			26	224	57	281	
25	水	66		56		36	104	262	117	379	
26	木	90		59		62	119	330	148	478	
27	金	84		94		58	132	368	192	560	
28	土	108	20	95		57	162	442	228	670	
29	日	112	25	126		81	138	482	97	579	
30	月	398	23	105		46	128	700	148	848	
31	火	292	31	101		39	118	581	149	730	
1月計		1,400	99	640		379	950	3,468	1,136	4,604	

月日	曜	連合兵庫拠点		加古川拠点		尼崎拠点		兵庫県内 支援活動 拠点 合計	連合大阪 支援活動 拠点 合計	支援活動 総合計	備 考
		物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援				
2. 1	水	134	97	102		42	80	455	123	578	
2	木	550	103	137		42	80	912	103	1,015	
3	金	422	103	139		49	81	794	188	982	
4	土	122	101	117		51	88	479	198	677	
5	日	438	87	59		47	78	709	74	783	
6	月	345	159	57		41	75	677	41	718	
7	火	367	167	65		61	88	748	69	817	
8	水	397	165	59		58	75	754	55	809	
9	木	564	178	60		61	74	937	71	1,008	
10	金	684	169	100		61	87	1,101	75	1,176	
11	土	458	178	103		61	117	917	29	946	
12	日	447	175	74		61	67	824	21	845	
13	月	442	208	95		23	70	838	19	857	
14	火	472	198	74		34	79	857	24	881	
15	水	543	210	91		39	84	967	14	981	大阪終了
16	木	645	209	99		27	90	1,070		1,070	
17	金	734	195	114		25	74	1,142		1,142	
18	土	607	216	53		22	86	984		984	
19	日	616	204	80		48	55	1,003		1,003	
20	月	640	206	47		46		939		939	
21	火	694	218	45		41		998		998	阪神終了
22	水	695	221	56				972		972	
23	木	612	219	40				871		871	
24	金	545	244	39				828		828	
25	土	536	216	44				796		796	
26	日	516	222	37				775		775	
27	月	460	236	34				730		730	
28	火	393	241	20				654		654	加古川終了
2月計		14,078	5,145	2,040	0	940	1,528	23,731	1,104	24,835	
活動累計		15,478	5,244	2,680	0	1,319	2,478	27,199	2,240	29,439	

月日	曜	連合兵庫拠点		加古川拠点		尼崎拠点		兵庫県内 支援活動 拠点 合計	連合大阪 支援活動 拠点 合計	支援活動 総合計	備 考
		物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援				
3. 1	水	398	211					609		609	
2	木	409	220					629		629	
3	金	395	231					626		626	
4	土	395	231					626		626	
5	日	375	227					602		602	
6	月	420	179					599		599	
7	火	390	181					571		571	
8	水	400	159					559		559	
9	木	380	162					542		542	
10	金	407	177					584		584	
11	土	416	184					600		600	
12	日	411	194					605		605	
13	月	469	192					661		661	
14	火	455	189					644		644	
15	水	451	190					641		641	
16	木	452	216					668		668	
17	金	485	211					696		696	
18	土	663	189					852		852	
19	日	658	199					857		857	
20	月	340	194					534		534	
21	火	327	177					504		504	
22	水	333	177					510		510	
23	木	327	184					511		511	
24	金	316	188					504		504	
25	土	316	198					514		514	
26	日	301	172					473		473	
27	月	315	165					480		480	
28	火	333	164					497		497	
29	水	327	169					496		496	
30	木	308	178					486		486	
31	金	315	174					489		489	
3月計		12,287	5,882	0	0	0	0	18,169	0	18,169	
活動累計		27,765	11,126	2,680	0	1,319	2,478	45,368	2,240	47,608	

月日	曜	連合兵庫拠点		加古川拠点		尼崎拠点		兵庫県内 支援活動 拠点 合計	連合大阪 支援活動 拠点 合計	支援活動 総合計	備考
		物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援	物資 搬出入	避難所 支援				
4. 1	土	11	44	0	0	0	0	55	0	55	
2	日	11	44					55		55	
3	月	13	44					57		57	
4	火	12	44					56		56	
5	水	15	44					59		59	
6	木	12	44					56		56	
7	金	13	44					57		57	
8	土	13	44					57		57	
9	日	14	44					58		58	
10	月	12	44					56		56	
11	火	16	44					60		60	
12	水	20	44					64		64	
13	木	16	44					60		60	
14	金	14	44					58		58	
15	土	終了	44					44		44	
16	日		44					44		44	
17	月		44					44		44	
18	火		44					44		44	
19	水		44					44		44	
20	木		44					44		44	
21	金		44					44		44	
22	土		44					44		44	
23	日		44					44		44	
24	月		44					44		44	
25	火		44					44		44	
26	水		44					44		44	
27	木		44					44		44	
28	金		44					44		44	
29	土		44					44		44	
30	日		44	0	0	0	0	44		44	
4月計		192	1,320	0	0	0	0	1,512	0	1,512	
活動合計		27,957	12,446	2,680	0	1,319	2,478	46,880	2,240	49,120	